

埼玉大学図書館利用方法

(利用資格)

- 1.利用できる者は、立教大学の専任教職員、大学院学生及び学部学生で立教大学の勤務員証又は学生証を所持している方のみです。

(サービス内容)

- 2.サービス内容は、館内閲覧、複写サービス及び館外貸出です。レファレンスサービス、館内備付 PC 利用、AV ブース利用等はできません。

(利用できる施設)

- 3.利用できる施設は、大学図書館のみとします。

(利用できる日時)

- 4.利用できる日時は、埼玉大学図書館の定めるカレンダー及び利用時間のとおりです。

(利用可能な資料の範囲)

- 5.利用可能な資料の範囲は、埼玉大学 OPAC 詳細画面で所蔵情報の「配架場所」が「図書館 (〇〇〇)」とある資料とします。

(利用手続)

- 6.利用者は、次の各号に定める手続に従って、埼玉大学図書館をご利用ください。
 - (1)埼玉大学図書館入館の際には、埼玉大学図書館利用申請書の提出と勤務員証又は学生証をカウンターの職員に提示してください。
 - (2)館外貸出を希望する方、継続して入館を希望する方に、図書館利用証を発行しますので、カウンターで手続きしてください。その際に、住所が確認できるもの（運転免許証や健康保険証等）が必要です。
なお、図書館利用証の発行は、原則として図書館が開館している平日の 9 時～12 時 15 分、13 時 15 分～17 時に行います。平日の 17 時以降及び土日祝日の開館時は利用証の発行はできません。
 - (3)前号の図書館利用証を受け取った後の埼玉大学図書館の入館には、図書館利用証のみで可能ですが、必ず勤務員証又は学生証は携行してください。
 - (4)図書館利用証を紛失した場合は、図書館カウンターで再発行の手続きが必要です。なお、再発行の手数料はかかりません。

(5)図書館内の資料は、自由に開覧できます。ただし、開架閲覧室にあった資料の利用終了後は、ご自分で取り出した書棚等に戻してください。書庫、雑誌室にあった資料の利用終了後は、各入口の返本用ブックトラックに置いてください。

(利用者の義務)

7.利用者は次の各項に定める義務を負うものとします。

(1)埼玉大学図書館利用細則を遵守しなければなりません。

(2)利用中の資料を紛失または汚破損し、あるいは備品、施設等に損害を与えた場合には、利用者はその損害を補償する義務を負うものとします。

(3)複写によって生ずる著作権法上の責任は、利用者が負うものとします。

(利用制限)

8.埼玉大学図書館は、利用者が前項に定める利用者の義務その他埼玉大学図書館が定める規定に違反する場合には、利用の制限又は停止をすることがあります。また、埼玉大学図書館は、利用者の利用の制限または停止をしたときには、速やかに立教大学図書館に通知します。

埼玉大学図書館

研究協力部 図書情報課

〒338-8570 さいたま市桜区下大久保 255

TEL048 (858) 3667, FAX048 (858) 3706